

第4回自治KEN「こんな条例あったらいいな～」まとめ

条文の項目	タイトル	グループ	盛り込むべきと思う条文	理由	参考事例	
1 前文	長久手らしさ	F	前文	この土地の機構や風土に培われ育まれてきた人々。地域社会の創造	日進市	
		B	自然との共生・環境への配慮	長久手にはこれはマストだろう(前文)		
		B	地産地消	可能な限り自立した経済圏を目指す		
		C	前文「今あるものを生かしながら新たな価値を見出すまちづくり」	長久手から発信する新しい”価値観”	東郷町	
		C	市民は家族	他人はいないという意味で		
		C	笑顔であいさつ	やあおはようといえるまちに		
		C	前文	歴史、伝統を守ってほしい		
		D	他の市町との連携	長久手市は小さいまち。他の市と共有したほうが効率がいいことも		
		C	緑を守る、育てる、楽しむ			
		C	100歳現役奨励	元気で100歳まで活躍する市民へ		
		B	自治体の一員としての前文	ここに集約されているように感じたから	日進市	
		C	前文に入れよう	市民ひとりひとりの役割		
		C	前文	自分たちのまちは自分たちでつくる	高浜市	
	C	前文	市民ひとりひとりの主体性を大切に、市民もまちづくりを担い、かつ責任を負うという基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくり	一宮市		
	C	前文	「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な基礎自治体	高浜市		
	C	前文	未来への伝えること。先人から受け継いできた伝統等を次世代に引継ぎ、美しい自然を守り…私が希望する市の内容だったから	みよし市		
	D	前文	ひとが輝く、地域が輝く、自立したまちの実現を確かなものとするため	伊賀市		
	D	前文	自分たちのまちは自分たちで作る。必要な資源と財源を地域に移す。いつまでも住み続けたいまち	高浜市		
	F	自分たちのまちは自分たちで作る	まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体にしたい	高浜市		
	G		自分たちのまちは自分たちでつくる	高浜市		
	G		年齢や性別、国籍や…一人一人の個性を尊重	東郷町		
	E	前文	簡潔でわかりやすく、要点がまとまっている	豊田市		
	G		すばらしい格式高い	大口町		
	2 ねらい等	条例の目的	A	条例の目的に内容とすること	子どもたちの笑顔があふれるまちづくり。子どもたちが自主性・創造性を持ち希望を持って過ごす	
			A	目的	自治の基本理念を明かにするとともに、市民・議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ること	日進市1条
			A	目的	子どもを育てやすいまちづくり。障がい者の住みやすい条例定義	
			C	目的	市民、議会及び行政が果たすべき役割を明かにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会の実現を目指す	高浜市1条
G			条例の目的	市民が主体のまちづくり、市民が幸せに暮らせる街を築く、わかりやすい	一宮市1条	
条例の位置付け		A	まちづくりの最高規範	明確で分かりやすい	高浜市3条1項	
		B	最高の規範	なにごとにおいても尊重され、整合を図れなければならない		
		B	最高の規範	条例の早いほうの項目に欲しい。市の全ての条例はこの条例との整合が求められる	いろいろ	
		D		条例は長久手の憲法		
		F	前文	まちづくりの基本規範としての位置付け	大口町	
		F	前文	最も重要とすべき条例の定義づけ	東郷町	
		F	条例の位置づけ	最高の規範	日進市	
		F	条例の位置付け	この条例は最高の規範	日進市2条	
まちづくりの基本原則		E	まちづくりの基本原則	これがないと始まらない	高浜市2条	
		F	まちづくり(の定義)	条文は固い文章になりがち。「まちづくり」この言葉で条文がやわらかく感じる	東郷町2条5項	
		F	まちづくりの基本原則	基本原則は必須	東郷町4条	
		B	まちづくりの基本原則	これは自治条例の中心		
		B	公正及び対等の原則			
		C	まちづくりの基本原則	①参画の原則②協働の原則③情報共有の原則	高浜市4条	
		C	まちづくり＝市民が幸せに暮らすまちとしていくためのあらゆる活動	誰のどんな想いも受入れたい♪	一宮市3条3項	
		D	将来世代(子どもの子ども)	今はいない将来世代に過度の負担をかけないよう、今のうちから彼らのことを想ってまちづくりを行う。		
		E	市民主体のまちづくり	子どもの頃から自らのまちに愛着が持てるよう…にすることは大事だと思うので	一宮市2条9項	
		E	市民主体のまちづくり	市民と市が共にまちづくりを推進することを明確にする	豊田市5条1項	
		用語等の定義、規定	A	地域自治組織の定義	まちづくりの主体をはっきりと定義しておく必要あり	大口町9条
			B	市政に参加する人の規定	年齢、性別、国籍、障がいの有無、信教、経済的環境に左右されない	
			B	差別ダメ	国籍、宗教、障がい、LGBTIに対する差別ダメ	
D			定義	細く書くことにより当事者意識の向上を♪あっ、自分の事!?	豊田市2条	
E			定義	用語の定義を明確にすることにより、誰が呼んでも同じ認識ができるようになる	日進市3条1項	
F			定義	それぞれの役割と責務を自覚し…	日進市3条2項	
F			定義	コミュニティは住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団	日進市3条3項	
A			定義・用語	市民とは誰のことか、まちづくりとは何なのか、前提をしっかりと決めておく		
A			定義	協働、共通の目的を持つものがそれぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより課題解決を図る	日進市3条2項	

第4回自治KEN「こんな条例あったらいいな～」まとめ

3 市民のこと	個人の尊厳	C	個人の尊厳	どんな人も幸せに暮らせるようにしたい	日進市	
		D	個人の尊厳	人と平等で差別されるものはないと思うから	日進市5条	
	子どもの権利	A	子どものまちづくりに参加する権利	子どもの意見をもっと取り入れるべきだと思ったから	高浜市6条	
		B	子どもの権利			
		B	子どものまちづくりに参加する権利	子どももまちづくりに参加することについて意識づけができる	高浜市6条	
		C	市民の権利	子どものまちづくりに参加する権利があること。権利があると参加しやすいかも。柔軟な意見が聞きたい。	高浜市	
		C	こどものまちづくりに参加する権利	子どもは社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利	高浜市6条	
		F	町民の権利	こどもはそれぞれの年齢でふさわしい形でまちづくりに参加することができる	東郷町5条3項	
		G	子どものまちづくりに参加する権利	子どもは、自治会の一員として年齢にふさわしい参加の権利	高浜市6条	
		G	子どものまちづくりに参加する権利	こどものことから参加することで、意識づけとなり、さらにその親も意識が違うから。	高浜市6条	
	市民の権利	A	知る権利	情報公開する行政の義務と併せて市民参加の条件となる	日進市8条	
		A	市民の役割	住んでいるまちを良くするためにひとりひとりが何をすべきかを考える必要がある	一宮市6条	
		B	まちづくりに関心を持ち…	町民の役割が明確になることは大事	東郷町6条	
		B	市民の役割と責務	市民の役割が明確になる	日進市11条	
		B	市民の権利	子どものまちづくりに参加はいいことだ	高浜市6条12項	
		B	外国籍の住民の権利	どんどん市民活動に参加してもらいたい。市民参政権を議論		
		C	市民の権利	まちづくりに参画する権利	高浜市5条	
		C	知る権利	必要だと思うから	日進市8条	
		D	市民参加	市民主体でまちづくりに参加する権利	伊賀市12条1項	
		F	市民の権利	～ことができます	豊田市8条1項	
		F	市民の権利	参画することができます	みよし市6条2項	
		F	町民の権利	参画することができます	東郷町5条3項	
		G		市民はまちづくりに参画する権利がある。	高浜市5条	
		市民の役割・責務	A	市民の責務	まちづくりの主役であると同時に発言と行動に責任を持つことが必要	豊田市9条
			A	地域づくりの推進	自治KENを通して長久手市民が取り組むべき問題点が分かったか	みよし市22条
	B		高齢者の社会奉仕	会社とは違った視点でものごとが見えてくるのではないかな		
	C		環境推進	緑豊かなまちに住みたい	日進市7条	
	C		市民の役割・責務	市民がまちづくりの「主体」だということ。主体的にまちづくりに参加するよう促す	高浜市7条1項	
	C		市民の役割・責務	市民がまちづくりに参画するにあたり、公共の視点をもって発言と行動には責任が伴うこと	高浜市7条3項	
	C		市民の役割と責務	市民がまちづくりの主体であること。まちづくりに参画するにあたっては、公共の視点を持って、自らの発言と行動に責任を持つこと	高浜市7条	
	E		市民の役割	市民は良好な環境を引き継ぐ責任がある	日進市11条	
	F		市民の責務	市民が主役であり、自らの発言及び行動に責任を持つことが重要	みよし市7条	
	F		市民は…互いに助け合う…	これからのまちづくりにには助け合いの精神が必要(特に長久手！)	岩倉市23条	
	F		市民の役割と責務	公共の視点を持ちというところ	高浜市7条3項	
	F		市民の権利・役割	市民の権利・役割を明確化することで市民から分かりやすい条文に！?	一宮市5, 6条	
	書きぶり		G	市民の役割、責務		高浜市7条
		G	市民の責務	それぞれの立場で役を決め、責任感をもつため		
		F	事業者の責務	「ライフワークバランス」明文化してもいい	東郷町7条4項	
	4 議会のこと	議会の役割・責務	A	議員の責務	市民の声やまちづくり協議会での総意を施策に反映させる、条例化に努めることを義務化する	三好、豊田等8条
			B	議会の責務	将来にわたるまちづくりの展望を持たなければならないのでは	
C			子ども議会	ミライの目線を入れる議会		
D			議会の情報共有と市民参加	議会の会議に出席を求めたものを協議に加える	伊賀市40条5項	
D			投票率を上げる	今30%。お互いに覚悟と責任を		
D			議員の責務	公約。市民が検証を!		
E			計画的な市政運営	総合計画を議会で議決(チェック)してもらうため	岩倉市16条3項	

第4回自治KEN「こんな条例あったらいいな～」まとめ

5 行政のこと	行政の役割・責務	B	地域資源の継承	歴史と伝統を有する本市には必要	岩倉市24条
		B	自然建造物の保護		
		A	参画機会の保障	参画を単にうたうだけでなく、その保障をすることが重要である	高浜市13条
		B	町民の参画及び協働	その通りだと思っから	東郷町10条2項
		B	市民参加の機会の保障	「愛着を持てるよう～がステキだし、まちづくりにとって大切だと思っから	一宮市9条
		E	市民参加の機会の保障	まちづくりに参加する権利を活かせることの保障が必要なので	一宮市8条
		A	子どもの参加の機会の保障	こどもの笑顔→やりがい、みんな幸せに！	一宮市9条
		B	子どもの参加の機会の保障	この「まち」にいるんだという愛着と安心が生まれるのでは	一宮市9条8項
		C	市民参加、子どもの参加の保障	大人にはない自由な取り込むと良いと思っ	一宮市9条
		D	子どもの参加の機会の保障	こどもが大人になっても住み続けたい街であるため	一宮市9条
		D	子どもの参加の機会保障	小さいうちから、自治会を身近に感じてほしい。当たり前だよーと。	一宮市9条
		F	子どもの参加の機会の保障	市民でひとくりにせず、子どものころからまちづくりに参加する機会を保障	一宮市9条
		G	子どもの参加の機会の保障	子どもが自ら動く大人になるためには、そのための環境が必要。	一宮市9条
		G	子どもの参加の機会の保障	ながくての将来のために、まちに愛着を持ってもらう必要がある。	一宮市9条
	D	住民組織に対する市の責務	特に市民は住民組織に加入するように推奨。また啓蒙することの市の責務		
	E		勤務時間。時間外残業の制限		
	市長の役割・責務	B	市長の役割と責務	議会での市長の発言が少なく、もっと自分の主張をすべきである	名張市9条2項
		D	市長の責務	市長が変わって急にガラッとまちづくりの方針が変わらないために	
		E	市長の役割と責務	市長は市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営しなければならないので	岩倉市8条
	職員の役割・責務	D	町に職員が出ましよう	知らないとやりようがない！	
D		職員の責務	まちのことを知る。税金の使い通をもっと考える。自覚する。		
E		職員の役割と責務	職員は市民のために公正誠実に職務を遂行しなければならない	岩倉市8条9項	
F			職員の役割と責務	高浜市12条	
6 市役所のしごと	行政運営の基本原則	A	運営原則、市政運営の基本原則	現場主義、市民目線、横断的対応、市民協働を厳守する	三好、高浜等13条
		A	市民主体の市政運営	市民参画の具体的なあり様を示すこととなる	日進市18条
		C	市民本位の市政運営	市民参加のために必要	日進市19条
		C	開かれた市政運営		日進市21条
	災害、犯罪等への危機管理	A	災害時緊急時の対応	地域自治が発揮される部分なので、しっかりと明記しておくとい	岩倉市23条
		B	災害、犯罪等への危機管理	災害時の役割を認識し、対応ができる	21条
		B	防災等の危機管理	執行機関の責務を明確にすると共に市民の「共助」「自助」を促す	
		D	危機管理	各自がもっと備えなどに意識を持つことが大切だと思っから	東郷町14条
		D	災害、犯罪等への危機管理	東海地震、犯罪等への危機管理	みよし市21条
		F	災害、犯罪等の危機管理	自助、共助、公助は重要で位置付けは重要	みよし市21条
	行政組織	D	消防団員の確保(各分団60名以	市職員並に残業。休日、祝日の手当て	
		B	連携	横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくらなければならない	日進市18条
		C	柔軟な組織の形成	市民参加のために必要	日進市18条
		F	執行機関の組織	組織を柔軟に	岩倉市14条1項
	総合計画の位置付け	D	柔軟な組織の形成	タテワリになりがち	日進市18条
		D	総合計画	最上位計画とするための根拠づけ	
	情報公開、情報共有	E	計画的な市政運営	総合計画を策定する根拠が必要であるため	日進市20条1項
		D	情報公開	だれがどう決めたかの見える化が必要。(豊洲市場のようにならないために)	みよし市5条2項
	財政	D	意思決定過程の情報共有	情報の共有と公開	伊賀市11条2項
		F	開かれた市政運営	保有する情報を積極的に公開	日進市21条1項
D		年度予算の繰り越し	当年度予算余りは翌年に持ち越し		
E		財政	まちづくりを進めるための財政的な担保が必要となるため	日進市24条1～3項	

第4回自治KEN「こんな条例あったらいいな～」まとめ

7 参加と協働	各種団体の位置付け	D	地域活動団体	地域活動団体の位置付けをしっかりと行う	一宮市14条	
		E		地域団体、行政、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とすることが大切	岩倉市3条7項	
		A	地域活動団体	中心人物が必要→団体の中心的役割→団体に所属することで目的ができる	一宮市14条	
	協働	A	協働の推進	市民協働の拠点となる	豊田市16条	
		A	出前対話	協働がすすむ	大口町16条	
		B	協働	市民・役所・議会、このバランス役割が大切		
		C	他市町村応援づくり	他市の市町村の地域自治と協働の取組み		
	市民参加	D	協働の推進	やる気のある市民を応援して欲しい	みよし市20条	
		C	参加と協働の基本的な約束	参加、協働→強制されない。干渉されない。制限されない	大口市4条	
		B	市民参加	市民が自ら考え、実行していくには、このような誰もが参加しやすい工夫・環境づくりは必須だから	日進市15条4項	
		B	NPO、NGOの市民活動への参加			
		B	市民参加	子どもについて書かれているところがよいと思った	日進市15条	
		C	市民参加	市民の役割、生きがいがあるとあって欲しい	日進市15条	
		D	計画策定段階からの参画	どんなまちにしていきたいか？○○○の推進には何が必要か？などの計画をつくる段階から多くの人に関われるように		
		D	審議会への市民参加	審議会に公募の委員を加える重要さ	伊賀市17条1項	
		F	総合計画	市民に参加の機会を保障します。	一宮市10条2項	
		F	市民参加	自主的に参加することができます	日進市15条1項	
		F	まちづくりに関する条例を制定、又は改廃する時には…	市民の参加を図らなければならない！市民参加の強調	伊賀市18条	
		地域自治・まちづくり協議会	D	ファシリテーター	地域の会合等でもファシリテーターがいると意見合意しやすいので	
			A	まちづくり協議会(小学校区単位)	市民の地域課題の取組みがあって、行政への市民参画の道が現実的になる推進力がある	高浜市17条
	C		まちづくり協議会	小学校区の単位で、地域住民の意思により設置できるまち協の根拠	高浜市17条1項	
	C		地域内分権の推進	地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じ、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いを補完し合うまちづくり	高浜市16条	
	C		住民自治協議会への支援	まち協の設置にあたり、必要な支援(活動拠点、財政支援等)の根拠	伊賀市27条1項	
	C		住民自治協議会の定義・要件	まち協にはそこに住む人誰もが参加でき、民主的な運営がされるものである	伊賀市24条1項	
	C		自治事業制度	市民間の格差をなくす。自治生業		
	D		小学校区ごとの自治(まち協)	何で小学校区単位なの？の根拠づけ		
	E		地域自治	地域の役割、関わりなどが明記されている	高浜市16条	
	E		地域自治区の設置	まちづくり協議会の根拠が大事。詳細を別途ということを確認に。	豊田市18条1項	
	E		市民自治活動	市民の活動が具体的で分かりやすい	岩倉市11条	
	F		地域におけるまちづくり	地域のことは地域の住民が自ら考える！	一宮市17条	
	F		地域自治組織の役割	地域自治組織においても主体的に取り組むというところ	大口町10条	
	F		活動の育成と支援	お互いに支えあいながら地域の課題を共有し、解決へ	高浜市19条1項	
	F		まちづくり協議会	まちづくり協議会の位置付けを条例の中に定める	高浜市17条	
	F		まちづくり協議会	設置することができる	高浜市17条1項	
	G		地域内分権の推進	地域の自主性に対する考え方がわかりやすく伝わりやすい。	高浜市16条	
	G		地域内分権の推進	どのようにまちづくりを行うかがはっきりしているため。	高浜市16条	
	自治会		A	コミュニティ活動	市民ひとりひとりが地域に課題に係る活動がしやすい環境整備	名張市33条
			D	自治会連合会に委員の任命	長が任命することの重要性	伊賀市35条1項
		D	住民全て自治会への加入	自助が当然ですが、現在、共助がもっとも必要である。		
		D	住民自治組織への参画	一人だけでは何もできない。まわりとのつながりがあってこそ実行が生まれる		
		E	自治会の加入促進・活性化	最小単位の組織が動かないと前に進まない		
	住民投票	G	住民投票		高浜市14条	
		B	住民投票	市長・議会・市民、誰もが発議できる必要。詳細は別の条例で定める		
	連携	B	連携	連携するよう努める。簡単なことなようできないことなので必要だと思った	日進市17条	
		D	子ども会	自治会と別ではなく、連携していけたらいい		
	書きぶり	G	協働の推進	協働という言葉は書かなくてよい。無くてわかる。抜いた方がいい。	高浜市16条	
	8 見直し等	見直し	B	条例の見直し	条例の見直しについて規程を設けるため	日進市28条
			D		平成16年に制度。先見性	伊賀市
			G	条例の検証と見直し	時代とともに変化していくこと。常に議論されていくことが大事。	高浜市24条
		評価	B	当条例の評価機関	4～5年に一度は評価し答申する第3者機関の設置	
その他具体的な項目	実効性	D	実行性の確保	実効性が伴わなくては意味がない	岩倉市25条	
		C	一課に一市民	市役所の各課に一市民の参加		
		C	市役所で当番制	行政サービスを提供する機会を		
		C	土地所有権の廃止	次世代への再分配のため		
		C	時間通過制	地域通貨の時間版。時間銀行		
		E		子どもの貧困対策の充実		
		E		少子化対策		
		E		介護福祉担当者の報酬引き下げ優遇		
		E		受動喫煙防止条例制定		
		E		医療介護サービスの○○		